

質問番号	10 - 2
------	--------

平成26年第1回定例会

答弁資料（一般質問）

一問一答方式

質問者 中西 智子 議員

質問要旨

2. 「あかつき園問題の課題と展望」について

- ①虐待および虐待通報への対応について
- ②生活訓練について
- ③利用者によりそった支援について

答 弁 者 健康福祉部長

2. 「あかつき園問題の課題と展望」について

①虐待および虐待通報への対応についてを問う

- ・「虐待」（身体拘束）が行われてから、あかつき福祉会がとりくんだことと、内部でどのような変化があったか？
利用者や保護者に対して、どのように接しているか？
利用者および家族と支援員（職員）が対等な立場での関わりが保たれているか？
利用者および家族の立場に立った支援やサービスがおこなわれているか？

<答弁>

あかつき福祉会での虐待および虐待通報への対応について、ご答弁いたします。

あかつき福祉会では、昨日の武智議員さんへのご答弁で申し上げたとおり、研修の強化、「虐待防止・サービス向上委員会の設置」など、再発防止に取り組まれています。先日開催された、「虐待防止・サービス向上委員会」では、利用者代表の委員も含め、前向きで活発な意見交換がなされたと報告を受けています。

虐待に関しては、利用者へのお詫びとお知らせを行うとともに、利用者支援に関する基本事項や業務の基本を確認するマニュアルを再整備されました。また、職員一人ひと

りが、ともすれば支援する側という優位性にたってしまうことを認識し、当事者本位の支援となるよう、サービス向上に努められています。このような障害当事者との対等性の確保や基本的な人権意識は、「知識を得たから、もうこれで十分」というものではなく、常に意識を高め実践で磨いていくべきものであり、繰り返し研修を重ねていくと聞いています。

以上でございます。

- ・マニュアルの再整備は、どのように行ったのか。現場で働く人によると、60分の研修が1回だけ行われ、冊子が配布されて「各自読んでおいてください」というあっさりしたものだったそうです。また、研修後に職場の空気が変わったとか、利用者さんに対する対応に変化が見られることもないようです。

<答弁>

マニュアルの再整備と研修についてご答弁いたします。

マニュアルの再整備は、あかつき福祉会において、事務局長、所属長や主任等が参加し、利用者支援の基本事項や業務の流れなど、既存マニュアル全般にわたって見直したと聞いています。なお、研修が1回だけであっさりしたものであったと聞かれているとのことですが、研修では、セルフチェックの結果を参加者で議論するなど、内容の伝達だけではない研修を実施されています。また、マニュアルは、支援の現場で活用することに意味があるため、研修以降、現場において活用されています。さらに、研修後は、これまで以上に職員それぞれが、利用者に対する言動等について、利用者の人権をより意識し、利用者本位の支援となるよう努めるとともに、今後も研修を推進していくと聞いています。

以上でございます。

- ・「虐待通報」が行われてから、通報者に対して、いつ頃、どのように対応したのか？

虐待通報の通報者に対する対応について、ご答弁いたします。

障害者虐待防止法では、通報者には守秘義務が課せられていないため、厚生労働省が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」では、「通報者への報告は慎重に行う必要がある」とされています。これは、虐待の内容等がプライバシーに関わることと、通報者保護の両面から、慎重に対応する必要があるためと理解しています。このため、市から逐一通報者に報告することはしていません。

以上でございます。

- ・会計処理について、12月に修正・理事会で承認されたのち、3月7日付で再度、追加修正が行われ、市は「経済的虐待」と認定した。2月5日に市の監査が入ったが、監査では、指摘や指導などはおこなわれなかったのか？
現在も精査中なのか？今後、さらに会計処理や決算について修正が行われることはないのか？

<答弁>

市の監査について、ご答弁いたします。

2月5日に行った指導監査は、平成24年度における法人本部運営、本部会計及び就労支援事業等の施設会計全般にわたって行いました。なお、指導監査実施報告に伴う指摘や指導事項につきましては、現在、慎重に精査している状況で、年度末に、あかつき福社会に対して通知する予定です。今後も、会計処理等も含めて、不備がないよう適正に改善指導していきます。

- ・ 会計処理について、府の監査済みとはいえ、授産事業時代のものにも不備が散見される。これは、もう時効扱いになるのか？

< 答弁 >

授産施設会計についてご答弁いたします。

あかつき福社会では、今回の一連の会計見直しの中で、授産事業についても決算の見直し・改善を行われました。

なお、社会福祉法人の会計に関する会計伝票等の書類の保存期間は、経理規程により10年となっており、10年間、過去に遡って指導又は監査することは可能ですので、今後も会計処理等も含めて、不備がないよう適正に指導していきます。

以上でございます。

②生活訓練についてを問う

- ・生活訓練と生活介護の違いは？

<答弁>

生活訓練と生活介護の違いについて、ご答弁いたします。

生活訓練は、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行うもので、利用期間が基本的に2年となっています。

生活介護は、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うものです。

以上でございます。

- ・ H 2 2 年度の在籍数は 7 人、工賃を支払った人数は 6 人
H 2 3 年度の在籍数は 9 人、工賃を支払った人数は 6 人
H 2 4 年度の在籍数は 9 人、工賃を支払った人数は 0 人
H 2 5 年度の在籍数は 7 人（ただし H26 年 3 月～6 人）、
工賃を支払った人数は 6 人

あかつき園、およびワークささゆりの「運営規定」によると、11 条（工賃の支払）において「生産活動に従事した場合は工賃を支払う」とある。同じ作業（生産活動）をしていて、たとえば同じ製袋の製造作業をしているのに、工賃を貰える人とそうでない人がいるということは、生産活動とそうではない活動に従事している、という扱いになるのか？説明を求める。

< 答弁 >

製袋作業の工賃について、ご答弁いたします。

製袋作業については、「訓練」として実施しているものと「生産活動」として実施しているものがあります。これは、利用者の態様に合わせて、適切な活動をしていただくため分かれているものです。そのため、工賃の支給がある利用者と、ない利用者がいます。

なお、施設利用の契約時に「訓練」の場合には工賃の支給対象とならないことを、利用者には十分説明し、了解を

いただいた上で、契約していると聞いています。

以上でございます。

- ・同じ作業を同じようにこなしているのに、工賃あり・なしというのは不適切ではないか？同じ生産活動を難なくできていれば、工賃を支払うのが筋ではないか？「訓練」のひとは、何か月経っても、何年経っても、作業性がアップしても「生産活動」とみなさないのか？

<答弁>

訓練と生産活動の工賃についてご答弁いたします。

工賃は、先に答弁いたしましたとおり「生産活動」を行った場合に支給され、「訓練」の利用者は、生産活動を行わないため工賃の支給はありません。利用者の活動は、お一人おひとり態様が異なるため、支援計画を作成し、利用者に応じた活動を行っています。なお、支援計画を3か月ごとに見直す中で、ご家族等に訓練の状況をお伝えし、意見交換を行い、次の支援計画を作成しています。また、1年間の訓練を終えられ、翌年に生産活動を行われた利用者もいらっしゃいますので、ご指摘の「何か月経っても、何年経っても、作業性がアップしても生産活動とみなさないのか」ということはありません。

以上でございます。

- ・ 指定管理者が箕面市に提出する「事業報告」がある。この2010年度報告には、生活訓練も「箕面市指定ごみ袋生産・配送」の生産活動をしたと書かれている。ところが、2011年度2012年度報告には、生活訓練の活動に「ごみ袋生産・配送」がない。実際には月・水・金の午前中に作業していたと聞いている。ちなみに、あかつき福社会の2011年度決算書には、生活訓練に整袋事業収入があり、工賃も払っている。2012年度決算書はこの欄は空欄。以上で間違いはないか？

< 答弁 >

指定管理者の事業報告についてご答弁いたします。

事業報告の記載については、ご質問のとおりです。なお、平成23年度から事業報告の内容を変更し、市立あかつき園に関する内容を「就労継続支援B型事業」と「生活訓練事業」に分けています。平成23年度、24年度は、生活訓練でも製袋活動を行っていましたが、平成24年度は、生活訓練で生産活動を行っていないため、製袋事業収入はありません。

以上でございます。

- ・生活訓練の利用者は、全員、毎年、「箕面市指定ごみ袋生産・配送」という活動をしているのに、工賃のでる人、でない人がいるのはおかしい。工賃を払う年、払わない年があるというのもおかしい。これで、公平・平等な運営と言えるのか、運営規定に違反しているのではないか？

<答弁>

生活訓練事業の工賃についてご答弁いたします。

先にご答弁いたしましたとおり、「訓練」と「生産活動」があり、利用者の態様に合わせて、適切な活動をしていただくため分かれています。なお、「生産活動」を行われている利用者には、工賃を支給しており、利用形態により、工賃の支給・不支給が生じること自体は、本制度に適合しています。また、「訓練」の利用者に対して工賃を支給することは、生産活動を行っていないにもかかわらず、工賃を支給することとなるため、逆に適正な事業運営にならなくなってしまいます。

以上でございます。

- ・なお、生活訓練事業について、新年度から廃止するという噂を聞いたが、本当か？

<答弁>

生活訓練事業について、ご答弁いたします。

生活訓練事業は、2年間という期間限定の訓練プログラムであり、最近の傾向として、重度障害者のニーズに合いにくい状況であるため、平成26年度から、定員10名の生活訓練事業を廃止し、これにあわせて生活介護事業の定員を10名増やす予定です。したがって、市立あかつき園及びワークセンターささゆりにおける定員合計は、80名から変更ありません。

以上でございます。

- ・生活訓練の廃止はいつから、どんなメンバーで、どのように検討されてきたのか？

<答弁>

生活訓練事業の廃止についてご答弁いたします。

生活訓練事業は、市立あかつき園の指定管理業務であるため、平成25年4月から、あかつき福社会に生活訓練の利用状況や問題点等を確認しながら、ニーズに合わせたものとして、障害福祉課で事業のあり方を検討してきたものです。

以上でございます。

③利用者によりそった支援についてを問う

- ・就労支援事業はより多くの工賃を利用者に支払うことを目的としている。⇒確認を求める。市内の就労支援事業における運営状況は、非常に厳しい。

このたびのあかつき園問題は、市内の就労支援事業の実態を直視し、公平・公正・平等に支援体制を組む必要性があることに至る。

<答弁>

就労支援事業について、ご答弁いたします。

就労支援事業は、より多くの工賃を利用者に支払うこと自体を目的としているのではなく、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与する」ことを目的としています。

なお、工賃は、先の民生常任委員会でご答弁したとおり、「就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない」と会計基準に定められており、この事業収入と事業支出の差を大きくすることが、結果として「より多くの工賃を利用者に支払うこと」になります。

市内就労継続支援B型及びA型事業所の平均工賃は、平成24年度の実績で月額15,000円であり、府内平均を約2千円上回っています。しかし、これは平均値であり、同じ就労継続支援B型事業所であっても、工賃の額に幅があるのが現状です。

本市としては、これまでも、障害者の働く場づくりを目的として市が10億円を出資して設立した一般財団法人箕面市障害者事業団をはじめ、市内の社会福祉法人、社会的雇用事業所や就労継続支援B型事業所等に、それぞれの事業規模や内容に応じて、委託等を実施するなど、障害者の就労支援に取り組んできましたが、今後は、今年度施行の障害者優先調達推進法をふまえて、障害者の経済的自立を支援するため、さらに幅広く取り組む考えです。

以上でございます。

- ・ 整袋事業（市の指定ごみぶくろ製造）があかつき園のみに集中していたのは何故か？
- ・ 今後、確固たる売上が見込める同事業をシェアすることについては、すでに市も具体的検討に入っているが、進捗状況は？

< 答弁 >

製袋事業の経過と今後について、ご答弁いたします。

市の指定ゴミ袋製造を行う製袋事業は、平成5年度に市立ワークセンターささゆりを、身体障害者通所授産施設として開設した際に、知的障害者通所授産施設であった市立あかつき園と共同の授産事業として、障害者の就労支援を進めるために実施することとしたものです。これは安定的な授産収入が確保できる授産事業の設定が、施設認可の必須要件としていた当時の国の方針をふまえ、市として政策判断をしたものでした。

なお、市指定ごみ袋の製造については、今後、より多くの障害者が関わることのできる形態を模索し、その工賃向上等に役立てたいと考えています。

まずは、平成26年度に試行実施を行うため、作業シェアのあり方について、現在、検討を行っているところです。

本年2月には、あかつき福祉会や障害者事業団とともに、市内障害者事業所に製袋事業への参加の意向調査等を行いました。

参加への関心を示した事業所が数か所ありましたが、具体的な作業シェアのあり方によって、参加の可否も左右されるため、今後、より具体的な協議・検討を進めていきます。

以上でございます。

- ・また障害者優先調達推進法を活用し、利用者の工賃アップに尽力すべきだと考えるが、同法が施行されてから約1年経つが、箕面市における推進策、および実績はどのようになっているか？とくに市の施設にかかわる物品調達等の実績は？周知にむけた取り組みは？

<答弁>

障害者優先調達の取組について、ご答弁いたします。

障害者優先調達推進法の施行を受けて、本市では本年1月に、障害者優先調達推進方針を策定しました。この方針に基づき、本市の全組織において、物品や役務の調達にあたり、障害者事業所等から優先的・積極的に調達を行うこととし、試行実施を開始したところです。

具体的には、消耗品費・食糧費・印刷製本費・委託料などにおいて、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による、いわゆる「少額随契」を行う場合は、緊急を要するものを除き、必ず市内の障害者事業所に対し、調達の可否の問合せ及び見積依頼を行うという、優先調達の手順を、契約・発注の手続きに組み込みました。

さらに、問合せの結果、障害者事業所での調達が可能であり、かつ見積額が予算の範囲内である場合は、他の民間事業者との見積比較を行うことなく、障害者事業所から調

達できるよう、箕面市契約規則の改正を行い、優先調達の仕組みを最大限に機能させることとしました。

なお、本方針に基づく優先調達が各職場で日々、開始されていますが、実績については、まだ間もないことから、年度終了後に出納整理を経て、とりまとめる予定です。

制度の庁内周知に関しては、昨年12月に説明会を2回開催し、障害者事業所による商品紹介とあわせて、優先調達にかかる手順等の周知を行ったところです。また、試行実施の中で出てきた庁内からの問合せ内容をQ&Aにまとめて、実務に支障を来さないよう周知を繰り返しているところです。

さらに、庁内に対し、外部説明用の概要資料を作成・配布し、民間の事業者等に対しても、本市の取組みを正しく説明するよう周知しています。

また優先調達推進法の対象となる市内の障害者事業所等に対しては、本年2月に意見交換会を開催したほか、随時メールやアンケート等で、情報共有を図っているところです。

今後も、こうした取組みについて、広く地域の理解と協力が得られるよう、周知を進めてまいります。

以上でございます。